

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>二番一地先まで</p>	<p>比企郡川島町大字山ヶ谷戸字 諏訪一七二番一地先から同郡 同町大字山ヶ谷戸字諏訪一七</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・一八〇・一一・七三</p>	<p>一〇・一八〇・一〇・五五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一一・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>歩道整備工事による。</p>	<p>備考</p>